

平成23年5月2日

【照会先】

年金給付部長 海老原 太
(電話直通 03-6892-0769)

システム統括部長 古元 大典
(電話直通 03-5344-1119)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者各位

時効特例給付金の支払い誤りについて(追加報)

時効特例給付金の支払い誤りにつきましては、平成23年1月7日付けのプレスリリースによりお知らせし、その後、他の発生事案がないか確認作業を進めてきたところです。

この度、次のとおり平成21年5月から22年5月にかけてお支払した時効特例給付金のうちの8件に支払い誤りのあったことが判明しましたので、お知らせします。

<1> 原因

平成19年4月施行の70歳以降の高齢在職老齢年金支給停止制度に伴うシステム改修に伴い作成した、「70歳以降の就労記録を有する者に対する年金の支給停止額を算出するシステム」に不具合があり、年金記録を訂正して過去に遡って年金額の再計算(再裁定処理)を行った際に、当時の支給停止額を誤って算出していたことが原因です。

(参考1)時効特例給付については、個々のお客様にいつ、いくら年金を支払ったのかという記録をもとに、本来支払うべきであった年金額との差額を算出しているところです。

また、就労により年金が支給停止されていた期間に対する時効特例給付についても、支給停止額以外の額との差額を算出することとなります。

(参考2)上記のシステムの不具合は、1月7日にお知らせした事案の原因となった不具合とは異なるものです。1月7日にお知らせした事案の原因となった不具合については、すでに修正済みです。

<2> 件数および影響

- 過払いとなっているお客様 : 6件
 - ・ 過払い額計 : 15,641,525 円 (内訳: 最大:9,131,196 円、最小:489,417 円)
- 未払いとなっているお客様 : 2件
 - ・ 未払い額計 : 113,498 円 (内訳: 103,180 円、10,318 円)

<3> 対応

1. 対象のお客様には、お詫びをするとともに、未払いの方には正しいお支払を行い、過払いの方には、誤ってお支払いした額の返納のお願いを行います。
2. 対象のお客様の支払記録については、再度チェックを行い正しい支給額へ修正済みです。なお、システムの不具合については修正中です。
3. また、今後のシステム開発において設計書の確認作業やテスト結果の確認等の作業を更に徹底していくことといたします。

※「時効特例給付」について

通常、年金給付は5年間で時効となるため、5年以上前の期間の年金を後から支払うことはできませんが、平成19年7月に、いわゆる“時効特例法”が制定されたことにより、年金記録の訂正に伴って年金額を計算し直す場合には、5年以上前の期間についても、「本来支払うべきであった年金額」と「既に支払済みとなっている年金額」の差額を支払うこととなっています。この差額のことを“時効特例給付”といいます。

以上